

よくあるご質問 Q&A



Q1	納付通知書兼領収証書の納期限（コンビニ・アプリ使用期限）を過ぎてしまいました。
A1	コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、地方税お支払いサイトはご利用できません。裏面に記載してある金融機関または琴浦町役場で納付をお願いします。
Q2	令和6年4月2日に軽自動車の廃車手続きをしました。令和6年度の軽自動車税（種別割）は支払わなくてよいでしょうか。
A2	軽自動車税（種別割）は、4月1日に軽自動車等を所有している人に課税されるため、令和6年度分は納付していただく必要があります。なお、月割での還付はありません。
Q3	軽自動車税（種別割）の減免について教えてください。
A3	軽自動車税（種別割）は、障がいの程度により、一定の条件を満たしていれば減免を受けることができます。詳しくは税務課課税係（電話 0858-52-1702）にお問い合わせください。 ※令和6年度の申請は、令和6年4月30日で終了しました。
Q4	廃車する場合の手続きについて教えてください。
A4	原動機付自転車・小型特殊自動車を、廃棄または町外に転出される際には廃車の手続きが必要です。手続きにはナンバープレートの返却が必要ですが、紛失された場合には紛失届の提出および弁償金300円をお支払いいただき、廃車手続きが可能です。 ・軽自動車三輪・四輪の手続きについて 軽自動車検査協会 鳥取事務所 へお問い合わせください。 〒680-0913 鳥取市安長 77-1（電話 050-3816-3082） ・軽二輪・小型二輪の手続きについて 中国運輸局 鳥取運輸支局 へお問い合わせください。 〒680-0006 鳥取市丸山町 224（電話 050-5540-2070）
Q5	町外に引っ越したのに、なぜ琴浦町から納付通知書兼領収証書が届くのですか。
A5	住民票の転出届とは別に、軽自動車（車検証）の住所の変更が必要です。詳しくは上記 A4 のお問い合わせ先にご確認ください。
Q6	前年度よりも税額が高くなったのはなぜですか。
A6	燃費性能などの優れた軽自動車は、グリーン化特例により、 <u>初度検査年月の属する年度の翌年</u>

度分に限り、減税します。また、税率は初度検査年月によって異なり、初度検査年月から13年経過後は重課税率が適用されます。詳しくは税額表をご確認ください。

※初度検査年月は、車検証に記載されていますのでご確認ください。